

指導案 ◇小学校～中学校 *あくまでも案です。

タイトル「自転車事故」【社会（公民）・現代社会、総合学習】

目標； ルール（決まり・法律）はなぜあるのか、なぜ守らなければならないのかを考えると共に、自転車の危険性を認識し、改めて交通ルールを遵守する意識を持つ。

内容； 自転車による事故の事例について、加害者と被害者の双方の立場に立って、加害者にいかなる責任が生じるのか、具体的に考えて発表する。後半は、自転車事故に関するクイズを行なう。

方法； 以下の展開（授業進行案）の通り。

〈展開（50分授業の進行案）〉

段階	学習活動・内容	教師○、GT●の役割	時間配分
導入	GTの紹介	○ GTの紹介 ● GTの自己紹介	5分
展開①	ワークシートを配布し、事案を説明し、これについて班で考えてもらう。	○ 班で話し合いを行なわせる。	10分
展開②	全体で発表	○ 発表する子どもを指名する。 ● 班ごとの発表に対してコメント	10分
展開③	クイズ GTの話を聞く	● 1問ずつクイズを出して解説する。 ○ 司会(どの回答の答えが1番多いか数える) ● クイズの回答を踏まえて自転車の決まりについて解説。自動車事故でも良いので、経験した事件などについて話す。なぜ、決まり（法律）があるのか。	20分
まとめ	GTへの質問（含む、弁護士の仕事について等）	● GTによる応答 ● 弁護士の仕事についてのお話	5分

「法教育」授業 ワークシート

_____年 _____組 _____番 氏名_____

◎ 目標

ルール（決まり・法律）はどうしてあるのか、どうして守らなければならないのかを考える。

◎ 以下の事件について、問いに答えよう。

事件

ある日の放課後、N宮君とO野君は、一度家に帰ってから自転車で学校に集まって遊んでいました。

暗くなってきたので帰ろうということになり、2人は自転車で競走しながら帰ることにしました。

N宮君が先を走っていて、O野君は後ろから追いかけていました。

交差点に差し掛かった時、Kやりーさんが急にN宮君の左側の道から飛び出してきました。

先を走っていたN宮君は、Kやりーさんに気が付いて急ブレーキをかけたのですが、O野君は、Kやりーさんに気付くことができず、N宮君に後ろからぶつかってしまい、Kやりーさんを巻き込んで3人とも転んで、けがをしてしまいました。

それぞれの言い分

1 Kやりーさんの言い分

今度の週末、芸能プロのテストがあったのに、けがのせいで出られなくなってしまった。

テストに受かって芸能人になれば、お金もいっぱいもらえたはずなのに、そのことも含めて責任を取って欲しいです。

2 N宮君の言い分

Kやりーさんがいきなり飛び出してこなければ、こんなことにはならなかったんだ。

それに、後ろからO野君がぶつかってきたせいで、自分もけがをしたし、Kやりーさんにけがをさせてしまった。

僕は悪くない！

3 O野君の言い分

僕からは、N宮君のせいでKやりーさんは見えなかったし、N宮君が急ブレーキをかけるなんて、思ってたかったんだ！

問1 N宮君、O野君は、どちらが悪いのでしょうか？それともどちらも悪いのでしょうか？

また、Kヤリーさんは、悪くないのでしょうか？

問2 N宮君やO野君が悪いとすれば、Kヤリーさんに対して、どんな責任をとらないといけないのでしょうか？

問3 N宮君やO野君が悪いとすれば、Kヤリーさんの言い分をそのまま聞き入れなければいけないのでしょうか？

自動車事故クイズ

【前説】

どんな法律（ルール）があるのか、何のために法律（ルール）が決められているのか、法律（ルール）を守らないとどうなるのかをみなさんに知ってもらうために、自動車事故に関するクイズを出します。

よく考えて、正解だと思ったら手をあげてください。

Q 1 自転車のルールを決めた法律がある。○か×か。

A 1 ○

自動車や自転車、歩行者のルールを定めた、道路交通法という法律があります。

Q 2 自転車に乗るときは、前の自転車ときちんと距離をとらなければいけないと法律で決まっている。○か×か。

A 2 ○

「車間距離の保持」といって、同じ道路を走っている自転車の後ろにいるときは、前の自転車が急に停止しても追突しないだけの距離をとっておかないといけないことが道路交通法に定められています。

自転車で競走することはこのルールを破ることになるので、してはいけません。○野くんもきちんとN宮くんと距離を取っていれば、N宮くんが急に止まっても後ろからぶつからなかったはずですが。○野くんはこのルールを守れず、事故を起こしてしまいました。

道交法26条 車両等は、同一の進路を進行している他の車両等の直後を進行するときは、その直前の車両等が急に停止したときにおいてもこれに追突するのを避けることができるため必要な距離を、これから保たなければならない。

※ 5万円以下の罰金が定められている（道交法120条1項2号）

Q 3 自転車に乗っていて、左右が見えにくい交差点に入るときは、スピードを落としてゆっくり進まないといけないと法律で決まっている。○か×か。

A 3 ○

「徐行義務」といって、左右が見えにくい交差点や、道路のまがりかどの近くを自転車で通るときは、スピードを落としてゆっくり進まないといけないことが道路交通法に定められています。

N宮くんは交差点で飛び出してきたKヤリーさんとぶつかってしまいましたが、交差点の前でちゃんとスピードを落としていれば、Kヤリーさんにぶつからずに止まることができたはずですが。N宮くんはこのルールを守れず、事故を起こしてしまいました。

道交法42条 車両等は、道路標識等により徐行すべきことが指定されている道路の部分
を通行する場合及び次に掲げるその他の場合においては、徐行しなければならない。

一 左右の見とおしがきかない交差点に入ろうとし、又は交差点内で左右の見とおしがき
かない部分を通行しようとするとき（当該交差点において交通整理が行なわれている場合
及び優先道路を通行している場合を除く。）。

二 道路のまがりかど附近、上り坂の頂上附近又は勾配の急な下り坂を通行するとき。

※ 3月以下の懲役または5万円以下の罰金が定められている（道交法119条1項2号
）

Q4 外が暗くなったら、自転車のライトをつけておかないと、罰金を取られることがあ
る。○か×か。

A4 ○

「灯火義務」といって、太陽が沈んだ後に自転車で道路を走るときには、10メー
トル前の物が見えるようにライトをつけないといけません。ライトをつけていないと、5
万円以下の罰金を取られることがあります。

もし、N宮くんとO野くんがちゃんとライトをつけていたら、もっと早くKやりーさ
んを見つけることができ、事故が起きなかったかもしれません。

道交法52条 車両等は、夜間（日没時から日出時までの時間をいう。以下この条及び第
63条の9第2項において同じ。）、道路にあるときは、政令で定めるところにより、前
照灯、車幅灯、尾灯その他の灯火をつけなければならない。政令で定める場合においては
、夜間以外の時間にあつても、同様とする。

福岡県道路交通法施行細則10条 令第18条第1項第5号の規定により軽車両がつけなけれ
ばならない灯火は、次の各号に掲げるものとする。ただし、反射器材を備え付けている場
合は、第2号に掲げる灯火をつけることを要しない。

(1) 白色又は淡黄色で、夜間、前方10メートルの距離にある交通上の障害物を確認でき
る光度を有する前照灯

(2) 橙色又は赤色で、夜間、後方100メートルの距離から点灯を確認することができる光
度を有する尾灯

※ 5万円以下の罰金が定められている（道交法120条1項5号）

Q5 歩行者の自転車がぶつかったときは、常に自転車を運転している人が悪い。

A5 ×

道路交通法は、歩行者の義務も定めています。

例えば、信号機に従う義務、標識に従う義務、原則として横断歩道を渡る義務などです。

自動車や自転車の近くでの道路への急な飛び出しも禁止されています。

今回の事故では、Kやりーさんにも責任があります。

道交法第12条 歩行者は、道路を横断しようとするときは、横断歩道がある場所の附近においては、その横断歩道によって道路を横断しなければならない。

道交法第13条 歩行者は、車両等の直前又は直後で道路を横断してはならない。

Q6 小学校5年生が坂道をマウンテンバイクで下っている最中に、散歩をしていた62歳の女性とぶつかりました。女性は2メートル飛ばされて頭を強く打ち、頭の骨を折る大けがをしました。

この事件で裁判が起こされましたが、裁判所はいくらの損害賠償を支払いなさいとの判決を下したでしょうか。

- ① 100万円
- ② 1000万円
- ③ 1億円

A6 ③

今年の7月に出た判決です。判決では、自転車に乗るときは前方に注意して交通安全に気を付けないといけない義務があるのに、小学生が前方をちゃんと注意せず、急な坂道なのに早いスピードで走っていたのが原因で、ぶつかる直前まで女性に気が付かなかったことを理由に、小学生の不注意が事故の原因だったと書かれています。

ちょっとした不注意で大変な自転車事故が起きることもあります。1億円（厳密には9520万7082円）なんて、一生かかっても払いきれない金額です。事故を起こさないように、当たり前のルールをきちんと守ることが大切です。

Q7 自転車事故を起こして人に大ケガをさせてしまったとき、刑務所に行かなければならないこともある。○か×か。

A7 ○

36歳の男性が、2月の寒い夜にライトをつけずに自転車に乗り、歩いていた人とぶつかって大ケガをさせてしまった人の裁判で、禁固1年8か月とする判決が去年の3月に出されています（ただし執行猶予4年）。禁固というのは刑務所に入らなければならないという刑罰です。

このように、自転車で事故を起こして人にケガをさせてしまうと、民事裁判で損害賠償をしなければならないだけでなく、刑事裁判で「重過失傷害罪」（刑法第211条後段。5年以下の懲役若しくは禁固又は100万円以下の罰金）という罪で裁かれることもあります。

Q 8 自転車で交通事故を起こしたら、警察に知らせないといけない。○か×か。

A 8 ○

交通事故を起こしたときは、すぐに警察に連絡をしなければいけないと道路交通法で定められています。このルールを破ると、5年以下の懲役または50万円の罰金という重い罪になります。万が一自転車で事故を起こしてしまったときは、必ず警察に連絡をするようにしてください。

道路交通法72条 交通事故があつたときは、当該交通事故に係る車両等の運転者その他の乗務員（以下この節において「運転者等」という。）は、直ちに車両等の運転を停止して、負傷者を救護し、道路における危険を防止する等必要な措置を講じなければならない。この場合において、当該車両等の運転者（運転者が死亡し、又は負傷したためやむを得ないときは、その他の乗務員。以下次項において同じ。）は、警察官が現場にいるときは当該警察官に、警察官が現場にいないときは直ちに最寄りの警察署（派出所又は駐在所を含む。以下次項において同じ。）の警察官に当該交通事故が発生した日時及び場所、当該交通事故における死傷者の数及び負傷者の負傷の程度並びに損壊した物及びその損壊の程度、当該交通事故に係る車両等の積載物並びに当該交通事故について講じた措置を報告しなければならない。

※ 5年以下の懲役または50万円の罰金が定められている（道交法117条1項）

【まとめ】

法律（ルール）は、お互いを守るためにあります。

法律（ルール）を守らないで自転車を運転すると、人にケガをさせたりしてしまいます。また、自分がケガをさせられる原因にもなるので、自分のためにも法律（ルール）を守らないといけません。

法律（ルール）を破って人を傷つけたりすると、「損害賠償」をしなければいけなくなったり、「刑罰」を受けなければいけなくなったりします。

道路交通法は、社会の流れに応じて改正されています。

平成27年6月から、スマホをしながら自転車を運転して歩行者と衝突した場合など交通の危険を生じさせる違反を繰り返す自転車の運転者には、講習が義務付けられ、未受講者には罰金が課せられます。

きちんと交通ルールを守りましょう！

以上

自動車事故クイズ

どんな法律（ルール）があるのか、何のために法律（ルール）が決められているのか、法律（ルール）を守らないとどうなるのかをみなさんに知ってもらうために、自動車・歩行者の法律（ルール）に関するクイズを出します。

よく考えて、正解だと思ったら手をあげてください。

Q1 自転車のルールを決めた法律がある。○か×か。

Q2 自転車に乗るときは、前の自転車ときちんと距離をとらなければいけないと法律で決まっている。○か×か。

Q3 自転車に乗っていて、左右が見えにくい交差点に入るときは、スピードを落としてゆっくり進まないといけないと法律で決まっている。○か×か。

Q4 外が暗くなったら、自転車のライトをつけておかないと、罰金を取られることがある。○か×か。

Q 5 歩行者と自転車がぶつかったときは、常に自転車を運転している人が悪い。

Q 6 小学校5年生が坂道をマウンテンバイクで下っている最中に、散歩をしていた62歳の女性とぶつかりました。女性は2メートル飛ばされて頭を強く打ち、頭の骨を折る大けがをしました。

この事件で裁判が起こされましたが、裁判所はいくらの損害賠償を支払いなさいとの判決を下したでしょうか。

- ① 100万円
- ② 1000万円
- ③ 1億円

Q 7 自転車事故を起こして人に大ケガをさせてしまったとき、刑務所に行かなければならないこともある。○か×か。

Q 8 自転車で交通事故を起こしたら、警察に知らせないといけない。○か×か。